

飛 翔

労働保険事務組合
東京SR経営労務センター
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町
3-7-12 清話会ビル4階
☎03(3264)0751・FAX 03(3264)0753
URL <https://www.tokyo-srkrc.jp>
発行人 亀谷 康弘
編集 会員委員会



富士山

《 目 次 》

謹賀新年	2	◆行政窓口情報◆	
会長ごあいさつ	3	<ハローワーク飯田橋>	11
◆レクリエーション記◆	4	<中央労働基準監督署>	12
◆ブロック便り◆	7	賠償責任保険制度	13
		事務局からのお知らせ・編集後記	14



本年もよろしくお願ひ申し上げます

会 長 亀谷 康弘

副会長 吉永 晋治 副会長 金光 仙子

副会長 平澤 貞三 副会長 山本 昌之 副会長 吉村 光弘

千代田ブロック長 堀 拓磨
中央ブロック長 荒川 ゆう
城西ブロック長 井下 英誉
臨海ブロック長 稲次真樹子
山手ブロック長 住 美賀子
城北ブロック長 曾布川哲也
城東ブロック長 松山 正光
武蔵野ブロック長 緒方 香織
多摩ブロック長 高橋 祐子

総務委員長 山崎 早苗
業務委員長 十佐近三生
研修委員長 曾布川哲也
IT委員長 山本 昌之
会員委員長 長谷川淳一
綱紀委員長 古澤 和哉



新年のご挨拶

東京SR経営労務センター会長 亀谷 康弘

明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、新春を晴々しい気持ちでお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素より当センターの事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

おかげさまで、当センターは創立35周年を迎えることができました。改めまして、皆様方のご支援・ご協力に御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことから、当センターの事業もコロナ禍前の通常体制に戻ろうとする中、6月に基幹システムである社労夢のランサムウェア感染被害、そして10月からのインボイス対応と、会員の皆様方には大変なご不便、ご迷惑、ご不安等々をお掛けいたしまして、心よりお詫び申し上げます。このような通常業務以外の対応に追われましたが、職員一同団結し、難局を乗り越えたところです。この経験を今後の業務改善や事務局体制のさらなる強化に活かして参る所存ですので、引続きご理解ご協力をお願い申し上げます。

一方で、各ブロック・各委員会も積極的かつ活発に活動をして頂き、本年度の活動計画のうち、すでに研修会を3回、4年ぶりのレクリエーション、各ブロック交流会などを実施し、多くの会員の皆様にご参加頂きました。そこでは、普段交流の無い方々とも直接お話をすることができ、当センターに対するご要望、ご提案、ご意見等々を頂きました。今後の業務運営の参考にさせて頂き、会員へのサービス向上に活かしたいと存じます。引き続き、多くの会員の皆様に、各種行事にご参加頂きますようお願い申し上げます。

令和6年は、特に基幹システムのセキュリティー面、障害発生時のフォロー、使い勝手の充実・強化、そして費用面などにつきまして、同じ社労夢を使用いたします17の他府県のSR経営労務センターと連携して取り組んで参ります。

さらに、すでに新聞報道もされているところですが、厚生労働省が労働者災害補償保険法の施行規則を改正し、労災保険に入れるフリーランスの対象を全業種に広げる方針を示し、2024年秋の施行を目指しているとのこと。加入は任意とのことですが、この実現には、当センター（東京SR建設業労災福祉協会）を含む労働保険事務組合への期待が非常に大きい中、こちらの対応につきましては、労働者性の問題をはじめ、労働保険料の適正な徴収・納付や、事務局の対応が可能か否か等慎重に検討したうえで対応しなければならないと考えています。

結びになりますが、今年もより一層のご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げますとともに、幸多い年でありますようお祈り申し上げ年頭の挨拶とさせていただきます。

東京SRレクリエーション報告

会員委員会 副委員長 利根川 雪絵

令和5年11月18日土曜日、国営昭和記念公園バーベキューガーデンにて、バーベキュー大会を開催しました。東京SR経営労務センターでは、コロナ禍の間レクリエーションの開催を断念しておりましたが、ようやく今年開催の運びとなりました。会員の皆さま相互の親睦を目的とした、ご家族も一緒に楽しめる心ときめくレクリエーションは、ウィズコロナ以降初めての催しとなりました。

当日は、32名の会員の皆様と3匹のワンちゃんにご参加いただきました。秋なのに暑い日が続く日々から突然寒くなる中でしたが、前日降った雨もあがり、秋の自然を楽しみつつ堪能することができました。会員様どうし大いに交流を深め、イベントではジャンケン大会で、会長賞として1ポンドステーキが当たり、当たった方も当たらなかった方も大変盛り上がりました。美味しいバーベキューを食べながら、日々の疲れを癒し、楽しいひとときを過ごしました。



ご参加いただきました皆様ありがとうございます。

会員委員会では、今後も会員様の交流をより一層深めるため、たくさんの方にご参加いただけるような楽しい企画をしてみたいと思っています。今年ご参加の会員様も、予定が合わずご参加いただけなかった方も、来年も奮ってご参加のほど、よろしくお願いいたします。



臨海ブロック交流会開催報告

臨海ブロック

ブロック長 稲次 真樹子

臨海ブロック交流会が開催されてから2週間が経ちました。臨海ブロック交流会後、統括支部、支部の行事に2つ参加しましたが、SRの「セルフマッサージ研修」は良かった、楽しかった、という声を何人もの方からいただきました。臨海ブロック長となり開催した一昨年、昨年の研修はいずれも参加者50名を超え盛況でしたが、研修後まで感想を言われることはなかったので、驚いています。

今回の研修は、座学での実務研修ではなく自身でストレッチをする方法を教わるという体験型の研修でした。

従来の研修の方向性を180度転換しての試みでしたので、各支部で案内を出してもらってからの参加希望の人数が、1週間を経過し、10人に満たない状況を知った時に正直焦りを感じました。

それから、ブロック委員間で集客状況、参加希望者名を定期的に共有しました。ブロック委員それぞれの知り合いへの声かけも行いました。それらが功を奏し、参加希望者は日を追うごとに増え、最終的には39名の参加で、体調不良以外の直前キャンセルはありませんでした。

会場は「押せば、命の泉わく！」でお馴染みの、学校法人浪越学園日本指圧専門学校です。実は昨年、この企画を実行すべく、ブロック委員全員で学校訪問をしたりして準備を進めていたのですが、学校側とこちら側の日程調整が折り合わず断念した経緯があり、今年は何としても、との思いで開催まで漕ぎつけました。

11月6日(月)14時45分、予定通り研修が開催されました。校長の浅谷健介氏から筋肉の機能について簡単な座学を受けた後、肩こりや腰痛予

防に対する「セルフストレッチ」や「セルフ指圧」について1時間半にわたり実技の講習を受けました。

秋晴れの気持ちの良い午後でした。

解放された窓から涼やかな風が入ってくる二つの大きな畳の部屋を繋げた講義会場で、最近、体を動かすことを忘れがちな多くの会員がうっすらと汗を流し、身体の節々や筋肉に痛みを感じながら、満足と苦痛が入り交じった不思議な笑みを浮かべながら講義に集中しています。会場全体が良い一体感につつまれていました。

研修後には「体が軽くなった！」などの声があちらこちらから聞かれ、この研修を企画し、開催し、参加した皆さんに喜んでもらえて本当に良かった、と心から思いました。

その後は、会場から徒歩15分と少し離れた場所で懇親会を開催しました。大人数での移動もスムーズにいき、参加者は35名と研修に続く賑わいがありました。セルフストレッチのこと、仕事のこと、SR愛を語りながら夜も大いに盛り上がり、SR会員、非会員相互の親睦も深まりました。

コロナが「5類」に移行し、行動制限なしの平常対応に戻る中で行われた今回の研修はデスクワークが中心の社会保険労務士業務特有の腰痛、肩こりに起因する疲れとともに、ここ数年抑圧されていた私たちの身体にこびりつく粘着質な重い疲れさえも一気に解放する効果があったのではないかと感じています。

次回のブロック交流会はどうしよう。また愉しくてためになる、そして東京SRをさらに発展させることができるものを企画したいな、と考えを巡らせています。



武蔵野・多摩ブロック交流会に参加して

多摩ブロック 岡本 直子

令和5年9月28日(休)、武蔵野・多摩ブロック合同での交流会が開催されました。「サントリー武蔵野ビール工場」の見学、「製造業の5S」の研修会、その他活動報告会の実施が主な内容です。

ガイドツアーで「サントリー武蔵野ビール工場」の製造工程を見学させていただきました。ビールの原料である麦芽やホップ、天然水が紹介され、実際に工場で作られていたタンクをトンネル状にした中を通ることもできます。素材選びから学ぶことができました。実際に製造工程は時間外であったため見ることが出来ませんでしたが、見学ツアー後は、買い物や試飲で3種類のプレミアムモルツを楽しみました。

工場見学後は、場所を移動し、府中市にある「セミナーハウス クロス・ウェーブ府中」において「製造業の5S」についての研修会を実施しました。僭越ながら、講師として登壇させ

ていただきました。安全衛生の観点から、「5S」の基本を確認していただき、改めて5Sの大切さが伝わったならば幸いです。

活動報告会では、委員会などでの活動が報告され、その後、同じく「セミナーハウス クロス・ウェーブ府中」内のレストランで懇親会が開催されました。

私自身、東京SR経営労務センターの会員になって1年弱で、今回が初めて参加するイベントでした。研修会の講師をお引き受けさせていただき、工場の見学、製造業における「5S」についての復習をすることもでき、製造業の顧問先についても、改めて5Sを絡めて提案できることなどを検討する良い機会になりました。

工場見学から研修会、報告会、懇親会を通じて、たくさんの理事や会員の皆様との交流もでき、充実した1日を過ごすことができました。ありがとうございました。





千代田ブロックの活動について

千代田ブロック長 堀 拓磨

今期から千代田ブロック長を仰せつかりました堀でございます。我が千代田ブロックではコロナ禍の影響もあり対面での活動はしばらく自粛しておりましたが、今期は8月と9月に委員会を開催し、今後の活動について話し合いつつ懇親会も開催し親睦を深めました。今期はブロック交流会の場として2月に弁護士の先生をお招きし「フリーランス保護新法とフリーランス活用への影響」と題してご講義いただく予定です。ここでも懇親会を予定しており、新規会員の加入促進と会員同士のより一層の親睦を深める場にしたいと思っております。今年もいわゆる2024年問題や労働条件通知書に関する制度変更等、労働関係の法改正が目白押しです。今期は千代田ブロック委員として新たなメンバーも加わっておりますので、コロナ禍も一定の落ち着きを見せる中、研修等を通じより活発なブロック活動をしていこうと思っております。本年もどうぞよろしく願いいたします。



今年度のブロック活動について

中央ブロック長 荒川 ゆう

今期より中央ブロック長を仰せつかりました荒川ゆうと申します。中央ブロックは中央統括支部と同じく中央支部、台東支部、文京支部の会員で構成され、若手からベテランまで約120名の社労士が会員になっています。ブロック活動を通じてさまざまなキャリアを持つブロック内の社労士会員同士がつながり、意見交換や気

づきを共有する機会を提供することが出来ればと思っております。

今年度のブロック交流会として令和6年3月4日に研修会を企画しており、副ブロック長はじめ7名のブロック委員が鋭意準備中です。社労士会員には後日ご案内しますので多くの会員の出席をお待ち申し上げます。会員以外の社労士もお誘い下さい。

ブロック委員と協力し、会員が様々に交流できる場を提供していきたいと思っておりますので、皆様のお力添えを賜りますようどうぞ宜しくお願い致します。



非日常を支える日常

城西ブロック長 井下 英誉

昨年はコロナが収束し、出張や旅行をする機会が増えました。改めてリアルで知らない土地を訪れ、食を堪能したり、新たな出会いがあるのは楽しいと感じた年でした。一方で、場所を問わず、人手不足でお店の営業時間を短縮したり、閉店するという張り紙を目にする機会が増えました。また、サービスを受ける立場として、このお店（このホテル）は人手が足りていないのだな…と思う機会も増えました。

そのような中で強く感じたこと、それは、私は非日常の楽しみや満足感を得たくて旅行をしますが、それらは全てそのお店やホテルなどで働く人たちの日常（日々の仕事）に支えられているということです。

幸いにも、私たち社労士は、その日常を支えることができる仕事をしています。

自分の日常（日々の仕事）を全うすることが、自分の非日常に返って来ることを肝に銘じながら今年も仕事に励みたいと思っております。



労働保険事務組合の使命

臨海ブロック長 稲次真樹子

新年明けましておめでとうございます。今年もブロック活動を通じ、東京SRのさらなる発展と、会員の皆さまとの交流を大切に活動していきます。

今年は、「労働保険事務組合の果たす使命とは何か。」という原理原則に立ち返り、課題や問題を解決していきたいと考えています。

昨年は、相当な数の労災事故案件の手続きを行いました。事業主が被災したケースもあります。そのような時、労働保険事務組合に加入していて安心でしたねとお声がけすることはできました。しかし本質的な問題解決にはなっていないことにも気がつきました。

労災事故は偶然に起こるものではありません。原因を突きつめていけば、問題や課題が浮かび上がってきます。それらを改善しない限り、労災事故は、何度も形を変えて発生します。

社会保険労務士として期待される役割は、労災の手続きを正確、迅速に行うことですがもう少し深化させれば、労災事故が起こらない仕組みを作ることが必要なのではないかと思うに至りました。

労働保険事務組合はそれら取り組みの最後の砦であり、加入している事業主に安心を与える存在であること、それが使命なのだと思うに至りました。

新年始めの取り組みとして、労災事故が継続して発生している顧問先へ、問題や課題を特定し解消するコンサルティングを行うことにしました。

労働保険事務組合の使命、存在意義を考えると、それは、すなわち、労務管理を発展させ、会社を発展させることだと思いました。

まずは目の前の一つ一つの課題を解決していきたいです。東京SRの活動にも、上述した思いを入れていきたいと思います。

今年もどうぞよろしく願いいたします。



よい仲間づくりを

山手ブロック長 住 美賀子

今期より山手ブロック長を拝命いたしました。昨年のブロック交流会では、オンライン研修会の後、久々にリアルで懇親会を開催しました。コロナ禍であったため懇親会は小規模でしたが、研修会で「デジタルリスクと労務管理」をテーマにご講演いただいた小山博章弁護士を囲みながら、顧問先が抱えている人事労務管理上の問題やどのように問題解決するかなど、相互に意見交換することができて有意義な機会となりました。

今期は、2月26日の午後、「アンガーマネジメント」をテーマに、リアルで研修会を開催し、終了後は昨年よりも規模を広げて懇親会を行う予定です。

私は開業して四半世紀が経ちます。その間に感じたことは、仲間づくりの大切さです。わからないことを相談できる、あることに対する意見をざくばらんに交換し合える、事務所経営でのヒントをもらえる、一緒に美味しいお店に行ったり旅行に行ったりできる、そういう仲間がいることはかけがえがないと感じています。

新しい生活様式に慣れ、オンラインでの研修会や交流会が増えましたが、リアルで会って相手の表情などを見ながら交流すると、相手との距離が一段と近づきます。山手ブロック会員の皆様には2月の研修会と懇親会にご参加いただき、よい仲間をつくっていただければ幸甚です。



城北ブロックの活動について

城北ブロック長 曾布川 哲也

東京SRの城北ブロックは、東京都社会保険労務士会における城北統括支部と同じ区域です。そのため、城北統括支部での様々な交流イベントを通じて顔なじみがいらっしゃる方にとっては、城北ブロックに対して特別な感覚はないかも知れません。では違うところは何か。それは、東京SRの城北ブロックの方が、統括支部よりもぐっと小規模の集まりであることです。そして小規模だからこそそのメリットがあります。例えば、1年に1回のブロック交流会において、労働保険の特別加入や年度更新手続き、あるいはその他の日常業務に関する事柄などを、アットホームな雰囲気の中で情報交換できることが挙げられます。先輩社労士に業務のコツを教わるチャンスでもあります。

今後は、レクリエーションイベントの開催も検討します。皆様が気軽に参加していただき、業務の補強のみならず、気分をリフレッシュして、明日からの業務の活力にしていいただければと思います。



働き方改革も大詰めへ

城東ブロック 松山 正光

労働時間の短縮に関し最後の改革となっていた運送関係、医療関係、建築関係の時間外労働規制に関し、5年間の猶予期間を経て、この4月より実施されることとなりました。

運送業界においては大・中小企業にかかわらずドライバーの確保は事業運営の中核をなすも

のであり、ドライバー不足は深刻な問題とされていましたが、根本的な解決策が見いだされることなく、改正施行となってまいりました。

特に、従前よりドライバー不足に悩んでいた中小企業の運送業界にとって時間外労働規制は更なるドライバー不足へと拍車がかかり、すでに廃業を検討している企業があるとの噂さえ聞こえてくる状態です。

当支部は昨年11月に多くのブロック会員の参加を賜り亀戸労働基準監督署第3方面 東康弘主任監督官をお招きし、運送業に特化した研修会を実施したところであります。我々社労士が関与するであろう大半の中小零細企業の運送業者にとっては、いかに限られた経営環境に応じた人的資本でコストパフォーマンスを上げ、経営の舵取りを行っていかねばならない時代となってきたということではないでしょうか。

我々社会保険労務士が労務管理の面だけではなく経営管理全般に関し対応できる体制を構築する必要性が生じてきているものと思います。



武蔵野ブロックの活動について

武蔵野ブロック長 緒方 香織

今年度から、武蔵野ブロック長を拝命いたしました緒方香織と申します。武蔵野ブロックは、例年多摩ブロックと合同で研修会・交流会が実施されております。今後も両ブロックの連携を深めながら、ブロックの皆さまが親睦を深められるように活動していきたいと思っております。

ご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。お気づきの点がありましたら、お気軽にご連絡下さい。

令和5年9月には多摩ブロックと合同研修会・交流会でサントリー武蔵野工場の見学を行います。

した。参加者同士が顔を合わせ、心に留まった感想を気軽に話すことのできる時間を持てたことは、親睦を深めること以外にも心身のリフレッシュに非常に有意義であったと感じております。来年度以降も、ブロック会員皆さまのつながりを深める企画を行って参ります。どうぞ、よろしく願いいたします。



多摩ブロックの活動について

多摩ブロック長 高橋 祐子

多摩ブロック長を仰せつかっております高橋です。今年度は、集合で顔を合わせる機会が増えてまいりました。直接お会いして話ができるとほっとします。

さて、今年度の活動としては、昨年にビール工場見学及び5S研修を行いました。企画・運営する委員メンバーも、「これまでと同じような研修」ではないものを考え、いろいろと苦労も多かったところです。その甲斐あって、とても満足度の高いブロック会となり、委員メンバーそして参加していただいた方々にとっても感謝しております。

現在、コロナ禍からの回復は、企業の業種や業態によってかなり差があるように見受けられます。社労士が関与先の力になれるよう、また有益な情報の提供ができるよう、力を尽くしていく所存です。今年もよろしく願いいたします。





☎ ハローワーク飯田橋からのお知らせ

東京労働局では、就職の機会均等確保のために、応募者の基本的人権を尊重した公正な採用選考について周知・啓発しています。応募者の人権に配慮し、適性と能力に基づいた公正な採用選考への積極的な取組をお願いします。

公正な採用選考に向けて

1 公正な採用選考の基本的な考え方

- 応募者の基本的人権を尊重すること
- 応募者の適正能力に基づいた基準で行うこと
- 応募者に広く門戸を開くこと

2 採用選考時に配慮すべき事項 ～就職差別につながるおそれがある14事項～

◎ 本人に責任のない事項

- 「本籍・出生地」に関すること
- 「家族」に関すること（職業・続柄・健康・病歴・地位・学歴・収入・資産等）
- 「住宅状況」に関すること（間取り・部屋数・住宅の種類・近隣施設等）
- 「生活環境・家庭環境等」に関すること

◎ 本来自由であるべき事項

- 「宗教」に関すること
- 「支持政党」に関すること
- 「人生観・生活信条等」に関すること
- 「思想」に関すること
- 「尊敬する人物」に関すること
- 「労働組合（加入状況や活動歴等）」や「学生運動等の社会活動」に関すること
- 「購読新聞・雑誌・愛読書等」に関すること

◎ 採用選考の方法

- 「身元調査等」の実施
- 「本人の適正・能力に関係ない事項を含んだ応募書類」の使用
- 「合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断」の実施

3 採用基準

- あらかじめ明確にしておく
- 適正・能力に基づいたものとする
- 特定の人を排除しない

4 選考方法

- 求人条件に合致するすべての人が応募できるようにする
- 採用基準に適合した方法をとる
- 適性・能力を客観的に評価する方法をとる
- 応募者を客観的に評価する公平な方法をとる

5 求人の提示・応募の受付

- 職務を遂行するために必要な適性・能力以外の要素を応募条件としない
- 応募者から提出を求めないもの ☞ 戸籍謄(抄)本や現住所の略図等、合理的・客観的に必要性の認められない健康診断書
- 応募書類やエントリーシートの項目は慎重に設定する（下記の「求職者等の個人情報の取扱い」参照）
※ 高校生の選考では、全国高等学校統一用紙以外（エントリーシート、アンケート、メモ等）は使用できません

6 学力試験・作文

- 学力試験：職務との関係を重視して実施する
- 作文：求める職種の職務遂行上必要な適性・能力(知識)を判断するために実施する

7 適性検査・面接

- 適性検査：応募者の適性のある一面を把握するものに過ぎないため、検査結果のみで採否判断しない
- 面接：公正採用選考の基本的な考え方を十分理解した上で、質問事項はあらかじめ決めておき、「職務遂行のために必要な適性・能力」を評価するために必要な事項とする

8 採否の決定

- あらかじめ定められた基準に従って総合的に評価する
- 採否の決定は速やかに本人に通知するとともに、特に不採用とした場合は、応募者の立場に十分配慮し、通知する

職業安定法では「求職者等の個人情報の取扱い」を規定しています

● 第5条の5 公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、特定募集情報等提供事業者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者（中略）は、それぞれ、その業務に関し、求職者、労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報（以下この条において「求職者等の個人情報」という。）を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、厚生労働省令で定めるところにより、当該目的を明らかにして求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

② （略）

※ 採用選考に必要な個人情報（適性・能力以外の情報）を収集することは職業安定法に違反し、改善命令や罰則（6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金）が適用される場合があります。

さらに詳しい内容につきましては東京労働局ホームページ（右下QRコード）をご覧ください。
ご不明の点はハローワーク飯田橋 雇用指導部門（☎03-3812-8781）へ。



 **中央労働基準監督署からのお知らせ**

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

最低賃金引き上げに伴う 支援を強化しています



<業務改善助成金> ※赤字箇所は、8月31日からの拡充内容

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。



対象となる事業者

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

さらに

一定の事業者は、賃金引き上げ後の申請も可能です！



(要件)

- ・ 事業場規模が50人未満であること
- ・ 令和5年4月1日～12月31日に事業場内最低賃金を引き上げていること

助成率

事業場内最低賃金額	助成率
900円未満	9/10
900円以上950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

※ () 内は生産性要件を満たした事業場

助成対象経費の例

機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

活用例

- ・ 地域別最低賃金が900円
- ・ 事業場内最低賃金を910円から970円にUP
→事業場内最低賃金が910円なので助成率は**4/5**
- ・ 労働者7人の最低賃金引き上げを実施
→60円コース・7人以上の区分で
助成上限額は**230万円**



(設備投資費用が300万円の場合…)
300万円 × 4/5 = 240万円
→助成上限額230万円を超えているため、**230万円支給**

申請先 都道府県労働局雇用環境・均等部 (室)

問合せ先 業務改善助成金コールセンター：0120-366-440



2023年度

開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

社会保険労務士賠償責任保険制度

全国で約7割の開業社労士の先生方にご加入いただいております。
業務を安心して遂行していただくために、未加入の方は必ずこの機会にご検討ください!

社会保険労務士賠償責任保険

社労士業務の遂行に起因して発生した不測の事故について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、補償します。



開業社労士1人事務所の場合

年間保険料：13,200円(月額換算：1,100円)で損害賠償1請求あたり1,000万円(保険期間3,000万円)まで補償されます。(Aタイプ加入の場合)

保険
期間

2023年12月1日午後4時から2024年12月1日午後4時までの1年間
中途加入も受け付けております。

各種特約

事務組合担保保険 **特約**

社労士が関与する労働保険事務組合の業務の遂行に起因して発生した不測の事故について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、補償します。

サイバーリスク保険 **特約**

情報漏えい事故やサイバー攻撃などのサイバーリスク関連の各種損害(法律上の損害賠償責任や各種費用)を包括的に補償します(※サイバー攻撃によらない情報漏えい事故も補償の対象です)。

◎勤務等会員の方には、別途、勤務等用保険がございます(エス・アール・サービスHPをご覧ください。)

お申込みWebサイトからお手続きください。



<https://www.sr-service.jp>

社労士 保険 エスアールサービス

検索

※お申込みWebサイトへは、取扱代理店エス・アール・サービスHPよりアクセスください。



保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国社会保険労務士会連合会が有します。よって加入依頼書の受付、保険料集金事務については、同団体にて実施しています。

*この案内は社会保険労務士賠償責任保険制度のうち社会保険労務士賠償責任保険、サイバーリスク保険、サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険制度のパンフレットをご覧ください。詳細は東京海上日動火災保険株式会社のWEB手続サイト上に掲載の保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

お
問
合
せ
先

取
扱
代
理
店

有限会社 エス・アール・サービス
〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3-2-12
社会保険労務士会館
TEL 03-6225-4873

引
受
保
険
会
社

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)
担当課：広域法人部法人第二課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL 03-3515-4153
三井住友海上火災保険株式会社(非幹事保険会社)

全国社会保険労務士会連合会

2023年8月作成 23TC-002873

事務局からのお知らせ

令和6年 年度更新

書類提出の期限は **4月25日(木) 必着**となります！！

～提出期限を**厳守**してください。～

※社労士会員は、担当事業所の確認資料を早めに点検し、スムーズな年度更新の事務処理を行ってください。事業主会員の皆様には、ご協力の程宜しくお願いいたします。

☆第3期労働保険料の納入について

令和5年度第3期労働保険料の納入は、「労働保険料口座振替のお知らせ」または「振込依頼書」を事業主会員様宛に令和6年1月9日(火)前後に発送いたします。振込の場合、指定された納期までをお願いいたします。

◎第3期労働保険料 口座引落日 令和6年1月31日(水)

☆口座引落金融機関の変更、新規登録について

口座引落金融機関の変更、または新規登録を希望される場合は、「口座振替依頼書」の提出が必要です。

令和6年度第1期保険料引落で変更または新規登録をご希望の場合は、**令和6年4月10日(火)までに**「口座振替依頼書」を事務局あて(必着で)ご提出ください。

4月10日を過ぎての提出につきましては、**令和6年度第2期からの変更・登録となりますのでご了解ください。**

また、郵送物の宛名・送付先変更も同様の取扱いとなりますので、お早めに「名称・所在地等変更届」等の書類提出をお願いいたします。

☆労働保険料口座引落のお勧め

労働保険料の納付につきましては、振込手数料のかからない口座引落をお勧めします。

☆東京都の最低賃金に変更されています！

令和5年10月1日から地域別最低賃金額は下記となりました。

茨城県	953円	栃木県	954円
群馬県	935円	埼玉県	1,028円
千葉県	1,026円	東京都	1,113円
神奈川県	1,112円	山梨県	938円

事務局人事異動

- 新規職員採用
堀内 香澄 (令和5年10月1日付)
- 退職
次 長 鈴木 知美
(令和5年10月10日付)
業務課長 稲葉理恵子
(令和5年10月10日付)

編集後記

▶ 今年度から会員委員会に入りました。どうぞよろしくお願いいたします。さて、2024年はパリオリンピック開催年です。私事ですが、小学生の寄せ書きに「陸上オリンピック代表選手になる！」となんとともザックリした夢を描いたことを4年に一度思い出します。スポーツ大会が開催されるのは、平和であるからだろうと思います。地域に目を向けると不安定情勢が長引いています。良い方向に向かうことを願うばかりです。
(大関ひろ美)

▶ 同じく今年度から会員委員会に入りました溝口と申します。先日4年ぶりの東京SR主催イベントとして、国営昭和記念公園でBBQを開催しました。天候にも恵まれ、暑すぎず寒すぎずのちょうど良い気温の中、青空と黄色く色づいた銀杏並木のコントラストを堪能しながら美味しいお肉とお酒をいただきました。イベントは大いに盛り上がり、会員同士の交流ができる秋らしいイベントが開催できたことをとても嬉しく思いました。
(溝口りん子)

担当副会長／吉村 光弘

会員委員会／長谷川 淳一、利根川 雪絵、大関 ひろ美、堀 拓磨、溝口 りん子、森谷 吉克

◆表紙の題字は、初代会長、柏木高美氏の筆によるものです◆